

社会福祉法人多久市社会福祉協議会居宅介護支援事業所事業計画

1 基本方針

介護保険法に基づく法令の主旨に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、指定居宅サービスなどの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連携調整を図り適切な助言や支援を行います。

2 事業内容

介護保険法に規定されている「居宅介護支援事業」を、下記業務を通じて適正に実施する。

- (1) 要介護（要支援）認定申請の手続き代行、認定調査
- (2) 要介護者からの居宅介護サービス計画書及び要支援者からの介護予防サービス・支援計画書に基づく相談対応及び相談者の趣旨を明確にし、適切に助言・指導を行う。
- (3) 課題分析実施（アセスメント）
訪問することにより、利用者・家族の状態を的確に把握する。
- (4) 居宅サービス計画書作成及び介護予防サービス・支援計画書作成（ケアプランの作成）
利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、また利用者・家族の希望を考慮し、居宅サービス計画を作成する。
- (5) サービス担当者会議の開催
サービス担当者が一同に会して、本人と家族の意向のもと作成した計画の確認と同意を得る。
- (6) 給付管理業務
サービス利用票・提供票作成や介護報酬請求
- (7) モニタリングと評価
毎月1回以上利用者宅へ訪問し、必要な時はサービス計画の見直しを行う。
- (8) 利用者からの相談・苦情処理に関する業務
提供した居宅介護支援に苦情申し出がある場合は、迅速かつ誠実に苦情の対応を行う。
- (9) 医療機関、関係機関との連絡調整
- (10) 各種研修・会議への参加（地域ケア会議、在宅医療連携推進業務等）